

一般社団法人レーザセンシング学会

運営審議会に関する規則

令和3（2021）年12月22日 制定

（目 的）

第1条 本規則は、定款第36条に基づき、運営審議会の設置などについて必要な事項を定める。

（構 成）

第2条 運営審議会は、次の委員等をもって構成する。

- (1) 会長及び副会長
- (2) 常設委員会の委員長、副委員長及び委員
- (3) 事務局長及び次長
- (4) 常設委員会以外の委員会より1名
- (5) その他、会長が参加を求め、あるいは承認した会員

2 運営審議委員の任期は、就任時の会長の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

（職 務）

第3条 運営審議会は、理事会より諮問を受けた本会の運営に関する事項について審議し、理事会に意見を上申する。

（開 催）

第4条 運営審議会は、理事会より諮問を受けた際、速やかに開催する。

（招 集）

第5条 運営審議会は、会長が招集する。

- 2 運営審議会で審議する内容が平易な場合、電磁的方法（メール審議）により開催することができる。
- 3 運営審議会に委員以外の理事が参加することは、これを妨げない。

（議 長）

第6条 運営審議会の議長は、会長が務める。

（議事録）

第7条 運営審議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

令和3（2021）年12月22日 制定・施行